

令和8年設楽町告示第2号

森林法第30条の規定により、次のとおり告示する。

令和8年1月9日

設楽町長 土屋 浩

愛知県公報

発行／愛知県 編集／総務局総務部法務文書課 (毎週火・金曜日発行)

目 次

告 示

○指定納付受託者の指定	第1号	(障害福祉課)	1
○救急病院及び救急診療所の認定	第2号	(医務課)	2
○解除予定保安林	第3号	(森林保全課)	2
○解除予定保安林	第4号	(同)	2

選挙管理委員会告示

○政治団体の設立等の届出	第1号	(選挙管理委員会事務局)	2
--------------	-----	--------------	---

公 告

○愛知県広報紙「広報あいち」の制作及び発行業務に関する 一般競争入札の実施		(広報広聴課)	4
○観光施設の指定管理者の指定		(自然環境課)	6
○落札者等の公示		(建設企画課)	6
○公共測量の終了		(用地課)	7
○都市計画下水道の関係図書の縦覧		(上下水道課)	7
○環境影響評価方法書の縦覧及び説明会の開催		(都市計画課)	7
○開発行為の許可に基づく工事完了		(建築指導課)	8
○液体硫酸アルミニウム等に関する一般競争入札の実施		(企業庁総務課)	9

告 示

愛知県告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、指定納付受託者を令和7年12月15日次のように指定した。

令和8年1月6日

愛知県知事 大村秀章

指 定 し た 者	指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等	歳入等を納付させる期間
株式会社O K Bペイメントプラット 岐阜県大垣市郭町二丁目25番地	愛知県医療療育総合センター中央病院の窓口 においてキャッシュレス決済機能を利用して 納付する使用料及び手数料	令和8年1月1日から 令和8年12月31日まで

愛知県告示第2号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定に基づき、次のように救急病院及び救急診療所を認定した。

令和8年1月6日

愛知県知事 大村秀章

名 称	所 在 地	認 定 年 月 日	認 定 有 效 期 限
名古屋南脳神経外科クリニック	大府市共和町西流レ79番2	令和8.1.1	令和10.12.31
みよし市民病院	みよし市三好町八和田山15番地	同 1.1	同 12.31

愛知県告示第3号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定に基づき、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和8年1月6日

愛知県知事 大村秀章

1 解除予定保安林の所在場所

北設楽郡設楽町八橋字谷合24の17・25の6・25の15（以上3筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、25の9・25の14（以上2筆国有林）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を愛知県農林基盤局林務部森林保全課及び設楽町役場に備え置いて縦覧に供する。）

愛知県告示第4号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定に基づき、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和8年1月6日

愛知県知事 大村秀章

1 解除予定保安林の所在場所

北設楽郡設楽町津具字五六1の94から1の97まで

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 解除の理由

道路用地とするため

選挙管理委員会告示

愛知県選挙管理委員会告示第1号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第6条第1項、第7条第1項、第17条第1項及び第19条第3項の規定に基づき、次の政治団体から設立した旨、届出事項に異動があった旨及び解散した旨並びに次の者から資金管理団体でなくなった旨の届出があった。

令和8年1月6日

愛知県選挙管理委員会委員長 加藤茂

1 法第6条第1項の規定に基づく届出に係る政治団体の名称等

〔国会議員関係政治団体以外の政党的支部〕

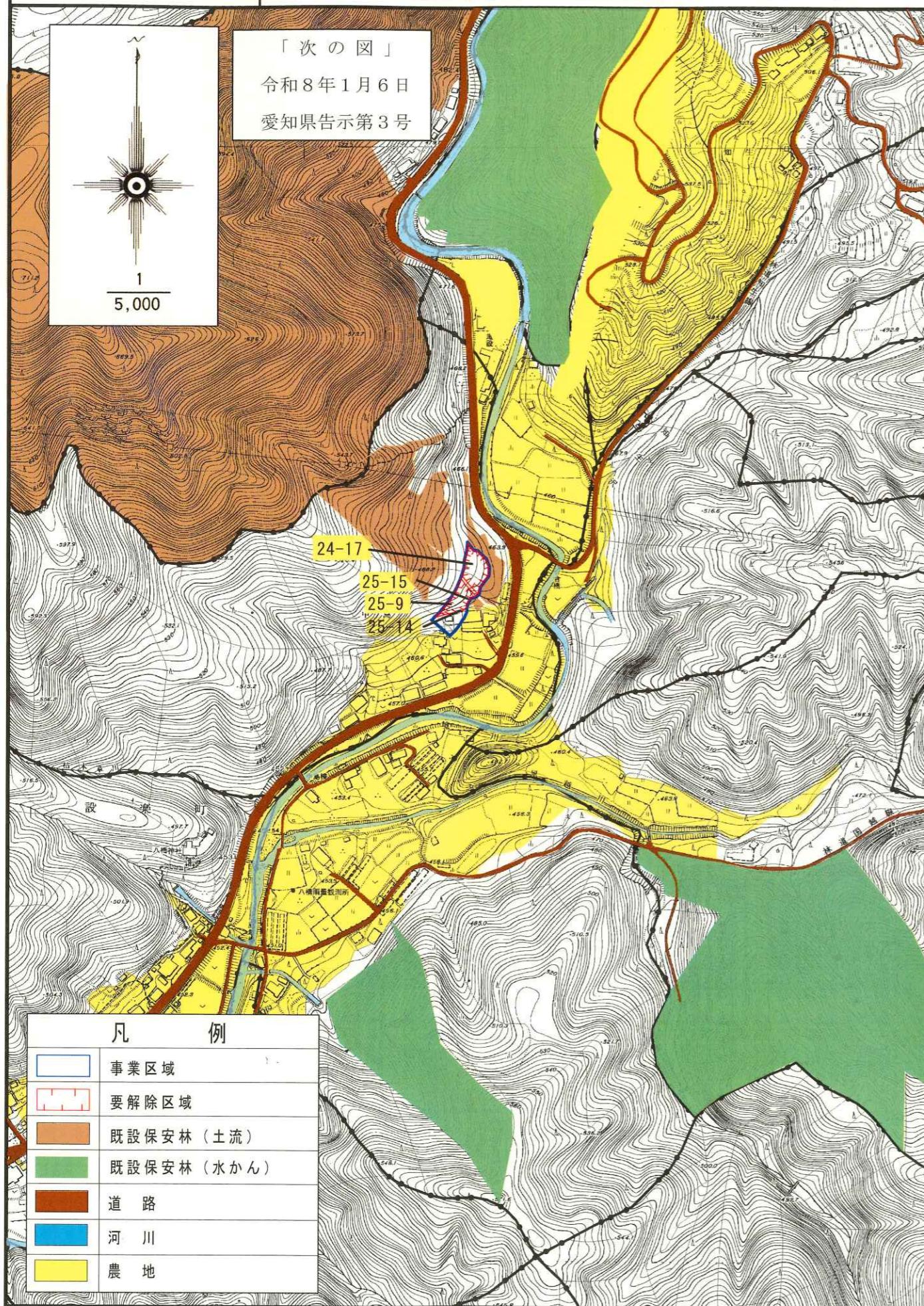
政治団体の名称	代 表 者 の 氏 名	会計責任者 の 氏 名	主たる事務所の所在地	本支部を支部とする政党	1以上 の 市 区 町 村 の 区 域 等 を 単 位 と し て 設 け ら れ た 支 部	届 出 年 月 日
自由民主党愛知県名古屋市中川区第六支部	村瀬貴代美	新美 富美	名古屋市中川区五女子1-11-17	自由民主党	○	令和7.11.17

〔国会議員関係政治団体以外のその他の政治団体〕

保安林解除調査地図

森林の所在場所

北設楽郡設楽町八橋字谷合24-17 ほか4筆



拡大図

